

平成30年9月岡山県議会定例会提出予定案件

平成30年9月3日

件 名		内 容		
1 予算案件 (3)		(単位：千円)		
会 計 名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 平成30年度岡山県一般会計補正予算（第5号）		702,062,411	45,304,752	747,367,163
特別会計 平成30年度岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第2号）		3,603,079	5,361,400	8,964,479
会 計 名		補正前の額	補正予算額	計
一般会計 平成30年度岡山県一般会計補正予算（第6号）		747,367,163	317,701	747,684,864
2 事件案件 (4)	1 公立大学法人岡山県立大学定款の変更について (1) 2 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター一定款の変更について (1) 3 平成29年度地方公営企業会計における剩余金の処分及び決算認定について (2)	◎地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い定款を変更するもの ◎地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い定款を変更するもの ◎平成29年度岡山県営電気事業会計における剩余金の処分及び決算認定について ◎平成29年度岡山県営工業用水道事業会計における剩余金の処分及び決算認定について		
3 条例案件 (7)	別紙のとおり			

件 名		内 容
4 報告案件 (5)	<p>1 知事の専決処分した予算について (3)</p> <p>2 知事の専決処分した平成30年7月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の委託を受けることについて (2)</p>	<p>◎平成30年度岡山県一般会計補正予算（第2号）及び平成30年度岡山県造林事業等特別会計補正予算（第1号） 平成30年7月豪雨に係る被災者の生活再建支援や公共施設の災害復旧のため、緊急に対応しなければならない事業について、7月19日に専決処分したもの</p> <p>◎平成30年度岡山県一般会計補正予算（第3号）及び平成30年度岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号） 平成30年7月豪雨に係る国の「生活・生業再建支援パッケージ」に呼応し、被災者の生活再建支援と地域産業の復興支援のため、緊急に対応しなければならない事業について、8月3日に専決処分したもの</p> <p>◎平成30年度岡山県一般会計補正予算（第4号） 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、倉敷市及び総社市から平成30年7月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の委託の申し出があり、緊急に事務に着手する必要があることから、当該事務の執行経費について、8月28日に専決処分したもの</p> <p>◎地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、倉敷市から平成30年7月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の委託の申し出があり、緊急に事務に着手する必要があることから、8月28日に専決処分したもの</p> <p>◎地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、総社市から平成30年7月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の委託の申し出があり、緊急に事務に着手する必要があることから、8月28日に専決処分したもの</p>
5 その他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	<p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 10件 1,019,780円</p>

件 名	内 容
	<p>◎地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金の返還請求に関する訴えの提起について 6件</p> <p>◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について 1件</p> <p>非強制徴収債権の放棄について</p> <p>岡山県債権管理条例第14条の規定により報告するもの</p> <p>◎放置産廃撤去事業</p> <p>◎岡山県給与等返納金</p> <p>◎地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金</p> <p>地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果について (2法人)</p> <p>地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により報告するもの</p> <p>◎公立大学法人 岡山県立大学</p> <p>地方独立行政法人法第28条第5項の規定により報告するもの</p> <p>◎地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター</p> <p>地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項に規定する法人の経営状況を説明する書類の提出について (28法人)</p> <p>◎岡山県土地開発公社</p> <p>◎公立大学法人 岡山県立大学</p> <p>◎地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター</p> <p>◎井原鉄道株式会社</p> <p>◎株式会社吉備高原都市サービス</p> <p>◎岡山空港ターミナル株式会社</p> <p>◎一般財団法人 岡山県国際交流協会</p> <p>◎公益財団法人 岡山県環境保全事業団</p> <p>◎公益財団法人 岡山県郷土文化財団</p> <p>◎公益財団法人 岡山シンフォニーホール</p> <p>◎公益財団法人 岡山県体育協会</p> <p>◎公益財団法人 児島湖流域水質保全基金</p> <p>◎公益財団法人 岡山県健康づくり財団</p> <p>◎公益財団法人 岡山県生活衛生営業指導センター</p> <p>◎公益財団法人 岡山県動物愛護財団</p> <p>◎一般財団法人 岡山セラミックス技術振興財団</p> <p>◎株式会社オービス</p>

件 名	内 容
	<p>◎公益財団法人 岡山県産業振興財団 ◎公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団 ◎公益財団法人 中国四国酪農大学校 ◎株式会社岡山県食肉センター ◎公益財団法人 岡山県林業振興基金 ◎一般財団法人 岡山県水産振興協会 ◎一般財団法人 吉井川水源地域対策基金 ◎水島港国際物流センター株式会社 ◎公益財団法人 倉敷スポーツ公園 ◎公益財団法人 岡山県下水道公社 ◎公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター</p>

平成30年9月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 1)

番号	題名	提 案 課	概 要
1	岡山県税条例の一部を改正する条例	税 务 課	<p>地方税法の一部改正に鑑み、県税の犯則事件に関する事務を迅速かつ適切に処理するため、当該事務に係る知事の権限を県民局長に委任する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 県税の犯則事件に関する事務に係る知事の権限を県民局長に委任する。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 条例の公布の日。ただし、 2については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日〕</p>
2	地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税 务 課	<p>地域再生法の一部改正に鑑み、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、事業税及び不動産取得税の課税免除を行うことができるとしている等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 地域再生法に基づく認定事業者（同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る事業税及び不動産取得税に関する特例を、不均一課税から課税免除に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
3	老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、サテライト型養護老人ホームの設置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 サテライト型養護老人ホームの設置等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
4	介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>医療法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例において引用する医療法施行規則の条項の改正に係る部分について、規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 平成30年12月1日)</p>

平成30年9月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 2)

番号	題名	提案課	概要
5	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	医療推進課	<p>地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、医療法施行規則に基づく病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定に関する事務を倉敷市が処理することとする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 医療法施行規則に基づく病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定に関する事務は、倉敷市が処理することとする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
6	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例	医療推進課	<p>医療法施行規則の一部改正に鑑み、既存病床数及び申請病床数の補正の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 既存病床数及び申請病床数の補正の基準について、医療法施行規則と同一の基準に改める。</p> <p>2 療養病床を有する病院及び診療所に係る看護師等の員数の基準に関する経過措置について、適用期限を平成36年3月31日まで延長する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">〔施行期日 条例の公布の日。ただし、 3の一部については、平成30年12月1日〕</p>
7	建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築指導課	<p>建築基準法の一部改正に鑑み、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 建築物等の制限に関する条例の一部改正</p> <p>1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、建築物等の制限に関する条例のうち一定の規定を適用しないこととする。</p> <p>2 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正</p> <p>建築基準法に基づく事務について、手数料の額を定める。</p> <p>(1) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 27,260円</p> <p>(2) 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 146,680円</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>